

設備標準図利用方法、および取扱いについて

建築基準法施行規則1条の3表1「(16) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適性化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の2の規定が適用される供給設備及び消費設備」の「供給設備の構造詳細図と供給設備」と「供給設備の使用材料表」の確認申請時の添付図書として、設備関係図書の標準図を作成しましたのでご利用下さい。

1. 液化石油ガス標準図利用方法および取扱い

- ①各標準図にそれぞれチェックボックス「□」がありますので該当するチェックボックスにチェックを記入して建築確認申請時に添付図書としてご利用下さい。
- ②掲載されています各標準図は、建築確認申請図書の添付図書として標準的な内容となっており設計者の支援を目的にしておりますので必ず利用しなければならないものではありません。設計者の希望により、あるいは意志によりご利用してください。
- ③掲載されている標準図の内容の中に高圧ガス保安協会・伊藤工機株式会社様のご好意により転載を承諾された内容がふくまれております。転載された内容には出典の明示がされておりますのでそれぞれご確認ください。弊社((株) 神奈川建築確認検査機関)に建築確認申請図書の添付図書としてご利用され、建築確認申請をされることにつきましては承諾を得ておりますので設計者の希望あるいは意志により適宜ご利用ください。
- ④その他記載する事項の詳細を調べたい方は高圧ガス保安協会編集の「LPガス設備設置基準及び取扱要領」で確認してください。

お問い合わせ先

(株)神奈川建築確認検査機関

〒228-0803

神奈川県相模原市相模大野7-8-10大塚ビル2階

TEL 042-701-3935

FAX 042-701-3945

2. 液化石油ガス標準図の目次

1. 液化石油ガスの標準図-1
2. 液化石油ガスの標準図-2
3. 液化石油ガスの標準図-3
4. 液化石油ガスの標準図-4

建築設備関係設計図書添付書類

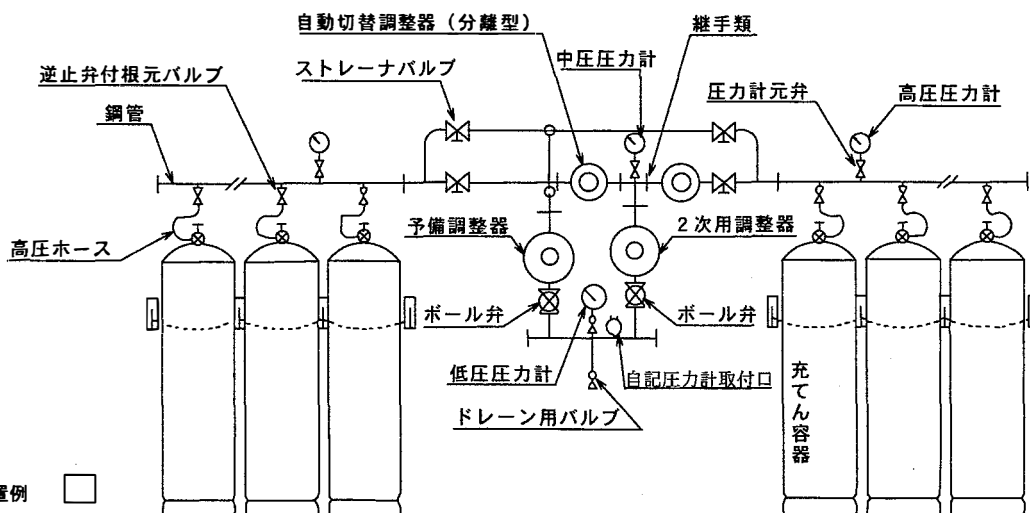
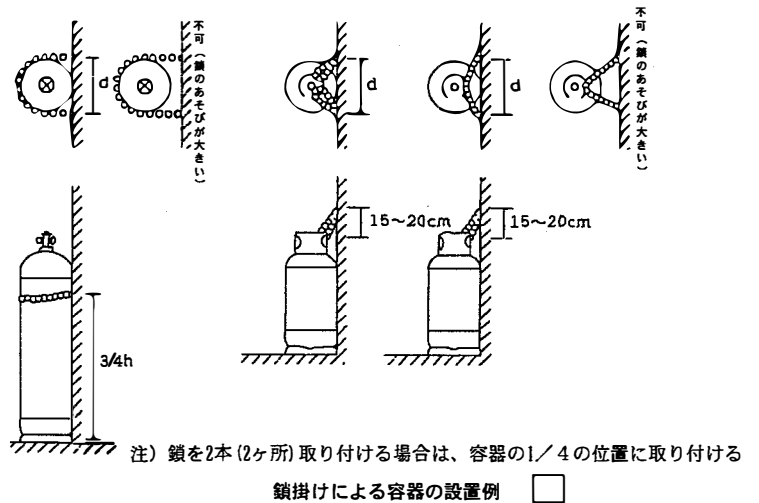
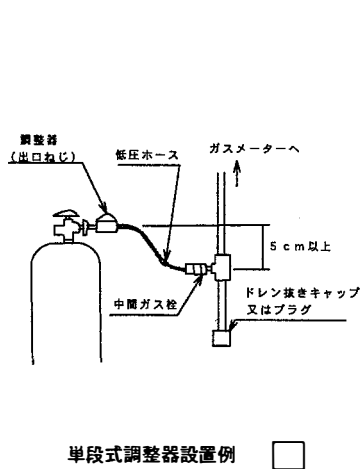
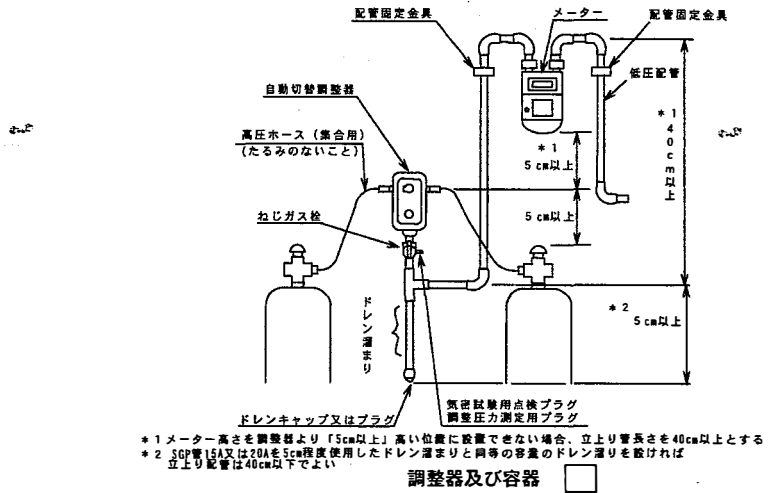
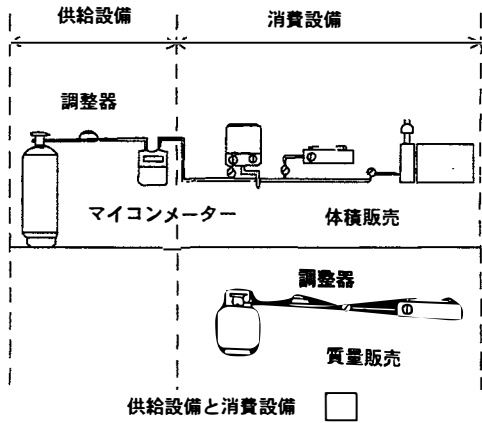
() 建築士

建築士番号

氏名

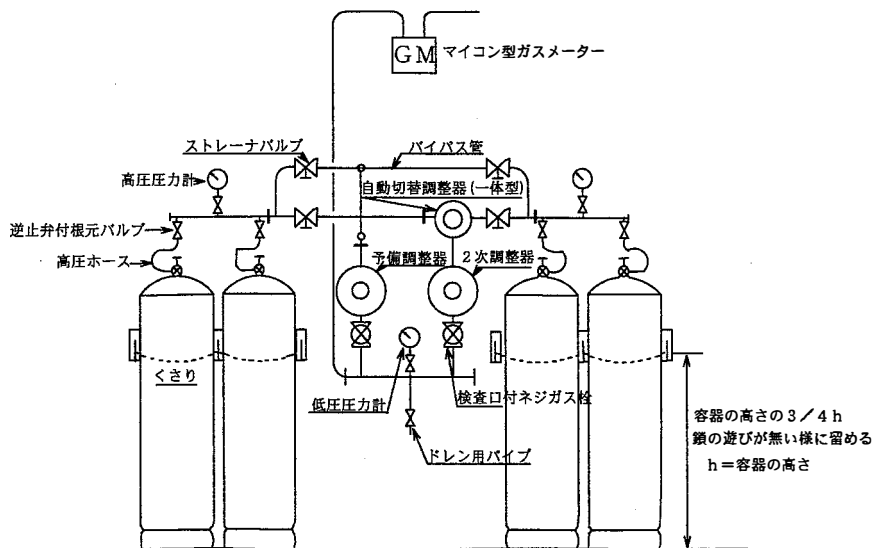
液化石油ガスの標準図-1

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する
 法律第38条の2の規定が適用される供給設備及び消費設備に適合
 出典：LPガス設備設置基準及び取扱要領 KHK S 0738 (2007) 高压ガス保安協会編



集合住宅等ガスを止めることの出来ない施設は予備用調整器の設置が望ましい
 集合住宅に設置する場合は、一次調整器を容器バルブより高い位置に設置する

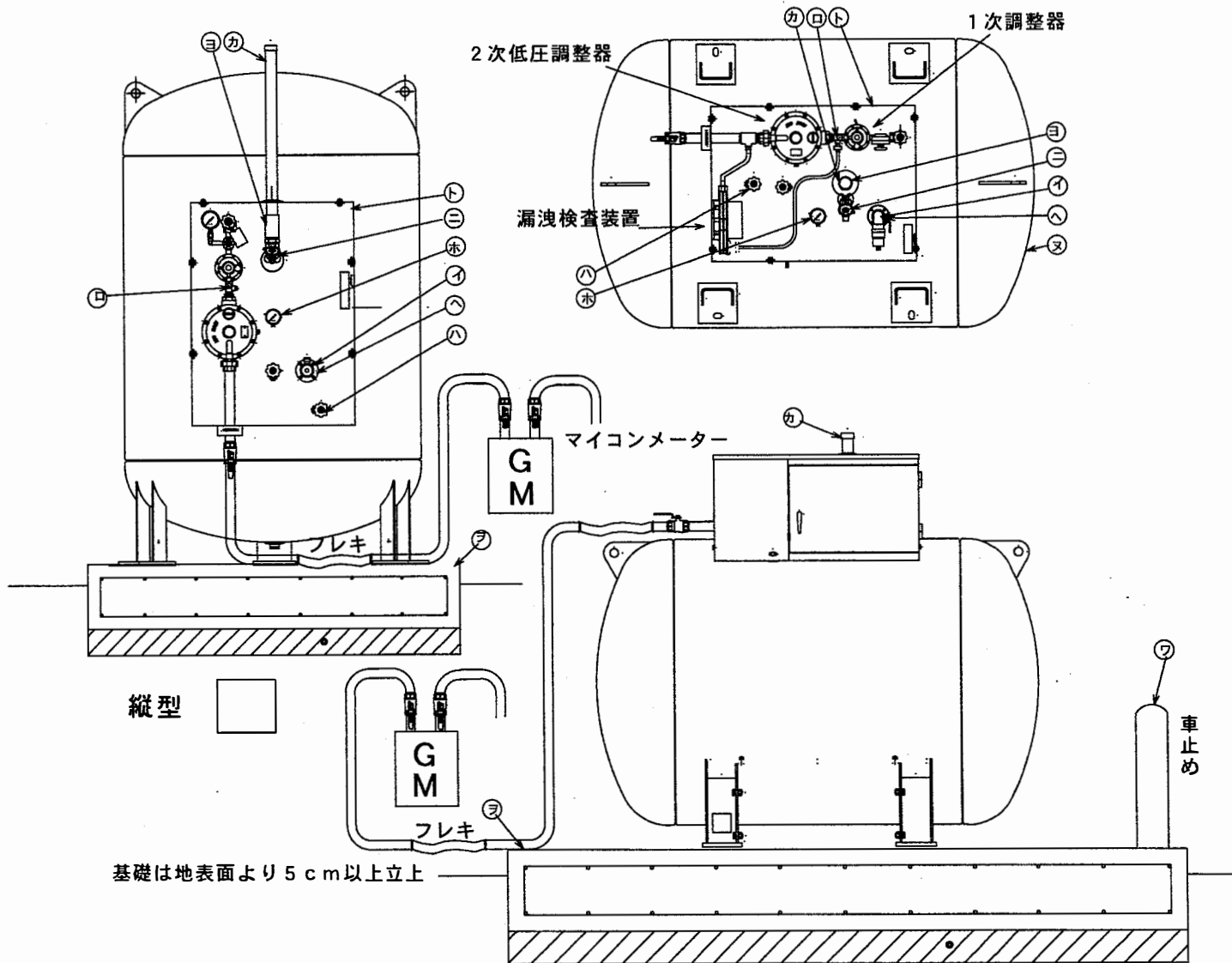
液化石油ガスの標準図-2



液化石油ガスの標準図 □

* バイパス管、予備調整器は必要に応じて設置する

L P G 法 第38条の2 供給設備の構造詳細図
 バルク貯槽による供給設備の技術上の基準（規則19条）



- 第一種保安物件とは1.5m以上離隔又は構造壁の設置
- 第二種保安物件とは1.0m以上離隔又は構造壁の設置
- 火気との離隔2m超

横型 1000kg未満

バルク貯槽の表示

L P ガス	
最大貯蔵量	k g
燃	火気厳禁 立入禁止
緊急連絡先	名称
	所在地
	昼間
	夜間

- イ 液取入バルブ
- ロ ガス放出防止器
- ハ 液取出バルブ
- ニ カップリング（均圧バルブ）
- ホ 液面計
- ヘ 過充填防止装置
- ト プロテクター
- チ ガス名等の表示
- リ 緊急連絡先の表示
- ヌ 腐食防止装置（防錆塗装等）
- ル 転落転倒防止（容器の場合設置）
- ヲ 基礎
- ワ 車両接触防止
- カ 放出管等
- ヨ 安全弁
- タ 40℃以下（必要時に覆いを設ける）

バルク容器の所定の付属品及び機器については規則第19条による

液化石油ガスの標準図-4

LPG供給管等の設置場所別使用材料一覧表(高圧部位外)

供給管等の種類		塩化ビニール被覆鋼管	ポリエチレン被覆鋼管	ナイロン被覆鋼管	ガス用ポリエチレン管 注2	SUS配管用フレキ管	白ガス管	被覆白管	塗装白管	銅管	低圧配管用継手金具付金属フレキシブルホース	被覆黒管 注1	塗装黒管 注1			
設置場所	屋外	◎	◎注5	◎	—	◎	○	○	○	○	○	○	○	○		
	溝内 注7	◎	◎	◎	—	◎	—	—	—	○	○	○	○	○		
露出部	床下	多湿・水	◎	◎	◎	—	◎	—	—	—	○	○	○	○		
		それ以外	◎	◎	◎	—	◎	○	○	○	○ さや管内	○	○	○	○	
	室内	多湿部	◎	◎	◎	—	◎	—	○	○	○	○	○	○	○	
		水の影響	◎	◎	◎	—	◎	—	—	—	○	○	○	○	○	
それ以外		◎	◎	◎	—	◎	○	○	○	○	○	○	○	○		
埋設部	屋外	◎	◎	◎	◎	◎ さや管内	—	—	—	—	◎ 点検箱内	○	◎ 注6	○		
	床下	◎	◎	◎	◎	◎ さや管内	—	—	—	—	—	○	◎ 注6	○		
	溝内 注8	◎	◎	◎	◎	◎ さや管内	—	—	—	—	◎ 点検箱内	○	◎ 注6	○		
壁・床等の内部	通貫部	◎	◎	◎	—	◎ 注3	—	○	—	○ さや管内	—	○	—	○		
	空洞部	◎	◎	◎	—	◎ 注4	○	○	○	○ さや管内	○	○	○	○		

備考 ○ 使用出来るもの ◎ 推奨材料 — 使用できないもの

- 注1 被覆(塗装)黒管は、溶接接合する必要がある場合に限り使用できる
- 注2 ポリエチレン管は、埋設部からの立上り部であって、止むを得ず一部露出する場合又は基礎を貫通する場合は、さや管その他の防護措置を講じること
- 注3 埋設部に使用する場合はさや管を使用すること
- 注4 釘打ちの恐れのある場所には金属製の防護板、穴あけの恐れのある箇所には防護管その他の防護措置を講じること
- 注5 耐候性を有するポリエチレンを被覆した以外のものはさや管内に収納すること
- 注6 可能な限り露出配管とすることが望ましいが、やむを得ず埋設管とせざるを得ない場合はプラスチック被覆鋼管又はポリエチレン管を使用すること
- 注7 地表面に開口部を有する溝(ふた付のもの含む)
- 注8 地表面に開口部のない溝

出典: LPガス設備設置基準及び取扱要領 KHK S 0738(2007) 高圧ガス保安協会編